

京都市野外教育センター奥志摩みさきの家の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月27日

京都市教育委員会  
委員長職務代理 星川茂一

京都市教育委員会規則第11号

京都市野外教育センター奥志摩みさきの家の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市野外教育センター奥志摩みさきの家の組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第1章の章名を削る。

第1条中「第1号様式。以下「使用許可申請書」という。」を「別記様式」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

(受付期間)

第2条 前条の規定による申請は、使用しようとする日（その日が2日以上にわたるときは、その初日。以下同じ。）の属する月の3箇月前の月の初日から使用しようとする日の属する月の前月の10日までの間、これを受け付けるものとする。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第3条 教育長は、第1条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る使用を許可したときは、文書によりその旨を申請者に通知する。

第2章及び第3章の章名を削る。

第2号様式を削り、第1号様式を次のように改める。

別記様式（第1条関係）

京都市野外教育センター奥志摩みさきの家使用許可申請書

(宛先) 京 都 市 教 育 長	年 月 日
申請団体の所在地	申請団体の名称及び代表者名 電話 ー

京都市野外教育センター奥志摩みさきの家の組織及び運営に関する規則第1条の規定により次のとおり申請します。											
使用目的											
使用期間	年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）まで（泊日）										
使用人員	区分 性別	小学校の児童	中学校の生徒 又は高等学校 の生徒		引率者		その他			合計	
			男	人	人	人	人	人	人	人	人
	女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	合計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
引率者 内訳・氏名							その他の内訳				
	区分	第1日目	第2日目	第3日目	第4日目	(部屋)					
宿泊関係	宿泊棟 (60・90畳)	人	人	人	人						
	バンガロー	人	人	人	人						
	テント	人	人	人	人						
	リーダー室	人	人	人	人						
備考											

注1 使用計画書を添付してください。

2 使用人員の区分中「小学校の児童」には、特別支援学校の小学部に在学する者を含みます。

3 使用人員の区分中「中学校の生徒」には、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に在学する者を含みます。

4 使用人員の区分中「高等学校の生徒」には、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び高等専門学校に在学する者を含みます。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この規則による改正後の京都市野外教育センター奥志摩みさきの家の組織及び運営に関する規則第2条の規定は、同年5月1日以後における使用について適用する。

3 従前の様式による用紙は、教育委員会が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(教育委員会事務局指導部生徒指導課)